

## 中期国債ファンド累積投資取引約款

### 第1条（約款の主旨）

この約款は、申込者（以下、「お客様」といいます。）とカブドットコム証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の、三菱UFJ国際投信株式会社の発行する中期国債ファンド受益権（以下、「中期国債ファンド」といいます。）の累積投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って中期国債ファンドの累積投資契約（以下、「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

### 第2条（申込方法）

1. お客様は、中期国債ファンド累積投資口座を開設するにあたり、当社の証券取引口座をお持ちであり、当約款ならびに契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補充書面）等を郵送による交付又は、電磁的方法による交付による契約手続きを行うことをもって契約の締結があったものといたします。ただし、既に他の累積投資コースにおいて、上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の買付け申し込みをもって契約の申込みが行われたものとし、再申込書の手続きは不要といたします。
2. 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の中期国債ファンド累積投資口座を開設いたします。なお、申込み時に当社に届出された印影をもって、当社への届出印といたします。

### 第3条（金銭の払込み）

お客様は、中期国債ファンドの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

### 第4条（取得時期及び価額）

1. 当社は、お客様から取得の申込みがあった営業日に払込金の受入れを当社が確認できたもの限り申込日の翌営業日に、中期国債ファンドをお客様に代わって取得します。ただし、取得価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。
2. 前1項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
3. 申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前1項及び2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、中期国債ファンドをお客様に代わって取得します。
4. 取得された中期国債ファンドの所有権並びにその元本、又はその分配金に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

### 第5条（保管）

1. この契約によって取得された中期国債ファンドの保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載又は、当社の保護預かりにより行います。保護預かりにおいては、他の寄託契約により保管するお客様の中期国債ファンドと混蔵して大券をもって保管いたします。なお、当社で保管することに代えて当社名義で信託銀行に再寄託することがあります。
2. 前1項により混蔵して保管する中期国債ファンドについては、次の事項につき、ご同意いただいたものとしてお取扱いいたします。
  - (1) 寄託された中期国債ファンドに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること
  - (2) 中期国債ファンドの新たな寄託又は返還については、他のお客様と協議を要しないこと
  - (3) 当社は、中期国債ファンドの出庫の請求には応じないこと
3. 証券保管振替機構にて取扱う投資信託受益権については、振替口座簿への記載又は記録により管理いたします。
4. 当社は、この契約により保管している中期国債ファンドの保管料をいただくことがあります。

### 第6条（分配金の再投資）

1. 前5条の保管に係る中期国債ファンドの分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で中期国債ファンドをお客様に代わって取得（再投資）いたします。
2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前1項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に中期国債ファンドをお客様に代わって取得（再投資）いたします。なお、この場合の買付け手数料は無料といたします。

### 第7条（返還）

1. 当社は、お客様から中期国債ファンドの返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金をその翌営業日（以下、「受渡日」といいます。）以降にお支払いすることにより返還いたします。
2. 前1項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。なお、受渡日が取得日から30日以内の場合には、三菱UFJ国際投信株式会社に代わり、中期国債ファンド1万口につき10円の信託財産留保額を申受けます。
3. 前1項の換金に係る中期国債ファンドについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の分配金は、換金代金とともにお支払いいたします。

## 第8条（定期取得等）

当社は、お客様から当社所定の方法に従った申出があった場合には、中期国債ファンドの取得若しくは全部又は一部を換金する契約を締結することができます。

## 第9条（解約）

- この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
  - お客様から解約のお申出があったとき
  - 当社が中期国債ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - 中期国債ファンドが償還されたとき
  - 別に定める「総合取引約款」等に基づく取引口座が解約されたときただし、お客様が信用取引口座の開設を行われた場合を除く
- 当社は、一定期間取引の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第7条に準じてお客様に中期国債ファンドの返還及びその分配金のお支払いをいたします。

## 第10条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告は、法令の定めにより四半期に1回以上申込者に対する通知書にて行うものとします。

## 第11条（申込事項等の変更）

- 改名、転居並びに届出印の変更などお申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の届出書によって遅滞なく当社に届出ていただきます。
- 前1項のお届出があったときは、当社はお客様より当社が認める本人確認書類等をご提出していただくことがあります。

## 第12条（その他）

- 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届出られている認証番号と一致することを当社が確認して行ったこの契約に基づく中期国債ファンドの返還及びその分配金の支払いを行った場合
  - 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は、印影若しくは認証番号が届出のものと相違するため、この契約に基づく中期国債ファンドの返還及びその分配金の支払いを行わなかった場合
  - 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づく中期国債ファンドの取得又は返還、若しくはその分配金の支払いが遅延し、又は不能となった場合
  - その他、別に定める「総合取引約款」「オンライン・トレード取扱規定」等に基づく当社の免責事項による損害
- この約款は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は命令、若しくはその他の事情により、変更の必要を生じたときは改訂されることがあります。

（平成27年7月）改訂